

南 陽 市

障がい福祉計画（第6期）・
障がい児福祉計画（第2期）

令和3年3月
南 陽 市

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 法令等の根拠及び計画の位置づけ	4
3 計画の期間	6
4 計画の策定体制	7
(1) 南陽市障害者計画・障害福祉計画策定協議会の設置	7
(2) 障がい福祉サービス事業所アンケート	7
第2章 障がい者の現状と推移	8
1 障害者手帳所持者の推移・推計	8
2 身体障がい者の状況	10
3 知的障がい者の状況	12
4 精神障がい者の状況	12
第3章 計画の目標等	13
1 基本目標	13
2 基本目標達成のための重点施策	15
(1) サービスの提供体制の基盤整備	15
(2) 地域生活支援の一体的な推進	16
(3) 就労支援の充実	16
(4) 相談支援体制と地域包括ケアの拡充	17
(5) 障がいのある子どもに対する支援の充実	18
3 計画の体系	20
4 成果目標にかかる個別施策分野	21
(1) 福祉施設から地域生活への移行促進	21
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	21
(3) 地域生活支援拠点等の整備及び機能の充実	22
(4) 福祉施設から一般就労への移行目標	23
(5) 障がい児支援の提供体制の整備	24
(6) 相談支援体制の充実・強化に向けた取組	25
(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	25
5 障がい福祉サービス等の見込量（活動指標）	26
(1) 訪問系サービス	27
(2) 日中活動系サービス	29
(3) 居住系サービス	34
(4) 相談支援	35
(5) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	36
6 障がい児福祉サービスの見込量（活動指標）	37
7 地域生活支援事業の見込量への取組	41
(1) 地域生活支援事業実施に関する考え方	41
(2) 地域生活支援事業の見込み量	42
第4章 計画の進行管理	47
(1) 計画の評価と見直し	47
(2) 地域連携による計画の推進	47
(3) 計画の進捗管理体制	47
資料編	48

「障害」に係る「がい」の字に対する取扱いについて

山形県では平成 19 年 3 月 16 日より条例・規則・県が作成する文書等の「障害」の記載を「障がい」と表記しています。ただし、法令名・固有名詞・人の状態を表すものではないものは対象外となっています。

南陽市障がい福祉計画（第 6 期）・障がい児福祉計画（第 2 期）では県の取り扱いに表記を準拠します。

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

障がいの有無にかかわらず、国民誰もが互いに人格と個性を尊重し支え合って共生する社会を目指し、様々な取組が進められており、障がい者を支える制度や法律も大きく変化しています。また、全国の障がい者数は令和元年に 963 万人を超えて増加傾向で、在宅・通所の障がい者も増加しており、障がい者を取り巻く環境は変化しています。

近年の障がい者を取り巻く動向では、平成 28 年に「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」が改正され、障がい者の生活と就労に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障がい児支援のニーズ多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充、サービスの質の向上を図るための環境整備等を行うことが定められました。また、平成 29 年度には障害福祉計画に加え、障害児福祉計画の策定が義務付けられました。

南陽市では、こうした国の制度改正を踏まえながら、平成 27 年 3 月に「南陽市障がい福祉計画（第 4 期）」、平成 30 年 3 月に「南陽市障がい福祉計画（第 5 期）」及び「南陽市障がい児福祉計画（第 1 期）」を策定し、障がい福祉施策の総合的な推進を図ってきました。障がい福祉計画と障がい児福祉計画は 3 年計画であり、期間が終了することを受け、障がい者やその家族の状況、法改正の趣旨などを踏まえた上で、今後も障がい者が、住み慣れた地域で社会参加できる地域社会を目指し、市民が相互の意識を合せていくことが必要となります。障がい者、地域住民、関係者、行政等が協働しながら、障がいのある人もない人も、互いの個性を認め合い尊重し、同じ地域の一員としてともに生きる地域社会（共生社会）の実現に向け計画を策定するものです。

◆主な関連法令等の改正

関係法	施行日	概要
障害者の権利に関する条約	平成 26 年 1 月批准	障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定められた。
障害者基本法の改正	平成 23 年 8 月施行	「障害者の権利に関する条約」の考え方に合わせ、障害の有無にかかわらず、等しく基本的な人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられるものであるとの理念に則り、障害者の定義が見直されたほか、災害時の安全確保のために必要な情報提供に関する施策などが追加された。
障害者総合支援法の改正	平成 25 年 4 月施行	共生社会の実現及び身近な地域で支援を受けられる理念に向けて、障がい福祉サービスの充実等、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため障害者自立支援法が改正された。
	平成 30 年 4 月施行	高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用、自立生活援助、就労定着支援が追加された。
児童福祉法の改正	平成 24 年 4 月施行	障害児を対象とした施策・事業が、同法に基づくサービスに一元化され、市町村が支給決定する障害児通所支援と都道府県が支給決定する障害児入所支援が創設された。
	平成 30 年 4 月施行	障害児のサービス提供体制の計画的な構築を推進するため、「障害児福祉計画」が施行された。
障害者虐待防止法	平成 24 年 10 月施行	障害者の虐待の禁止、国や地方公共団体、障害者福祉施設従事者等、使用者等に障害者虐待の防止等のための責務を課すとともに、障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に対する通報義務を課すこと等が定められた。
障害者差別解消法	平成 28 年 4 月施行	全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け障害を理由とする差別解消を推進することが定められた。
成年後見制度利用促進法	平成 28 年 5 月施行	地域住民の需要に応じた成年後見制度の利用の促進、地域における成年後見人等となる人材の確保、関係機関等における体制の充実強化などが定められた。
障害者雇用促進法の改正	平成 30 年 4 月施行	平成 28 年度から雇用分野における障害者の差別の禁止や合理的な配慮の義務が定められるとともに、平成 30 年度から法定雇用率の算定基礎に精神障害者を加えることが定められた。
障害者優先調達推進法	平成 25 年 4 月施行	公的機関において、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進し、障害者の自立の促進に資することとされた。
地域包括ケア強化法	平成 30 年 4 月施行	「地域共生社会の実現に向けた取組の推進等」として、市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制づくり、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化、高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスが創設された。

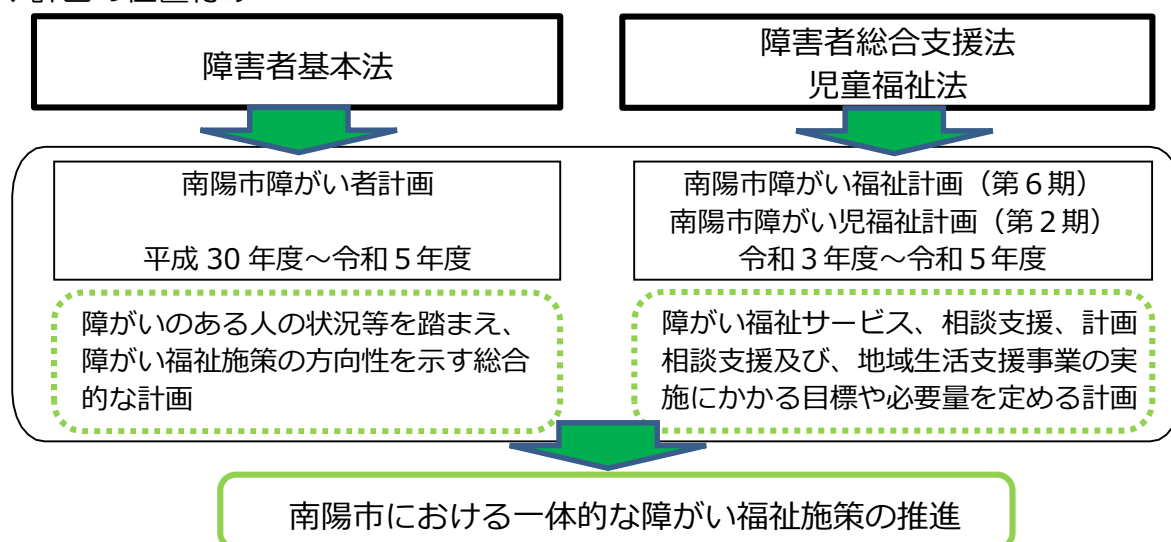
関係法	施行日	概要
障害者による文化芸術の推進に関する法律	平成30年 6月施行	障害の有無に関わらず、文化芸術を鑑賞・参加創造することができるよう、障害者による文化芸術活動を幅広く促進することとされ、文化芸術の鑑賞や創造の機会の拡大、作品等の発表の機会の確保等の基本的施策が定められた。
読書バリアフリー法	令和元年 6月施行	視覚障害者等の図書館利用に係る体制整備、インターネットを利用したサービス提供体制の強化、特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援等が規定された。
地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律	令和3年 4月施行 予定	・地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等が示された。

2 法令等の根拠及び計画の位置づけ

南陽市障がい福祉計画は、「障害者総合支援法」に基づく、障がい福祉サービスの種類ごとの必要なサービス量を見込み、その確保のための方策などを示す計画として策定するものです。併せて、児童福祉法の改正（平成 28 年 4 月施行）により、市町村は国の基本指針に即して「市町村障害児福祉計画」を定めるものとされたことから、本市では、第 2 期障がい児福祉計画を第 6 期障がい福祉計画と一体として本計画で策定します。

南陽市障がい者計画は、障害者基本法に基づき本市における障がい者施策の基本的な計画として位置付け、障がい者福祉全般にわたる方策を定めるものです。障がい者計画と障がい福祉計画・障がい児福祉計画は相互に関係しており、関連して施策を進めていることから、本計画の策定は障がい者計画の趣旨・目的を基本に策定します。

◆計画の位置付け



◆障害者基本法における障害者計画

（市町村障害者基本計画）

第十一条の 3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならない。

◆障害者総合支援法における障害福祉計画

（市町村障害福祉計画）

第八十八条 市町村は、基本指針に即して障がい福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

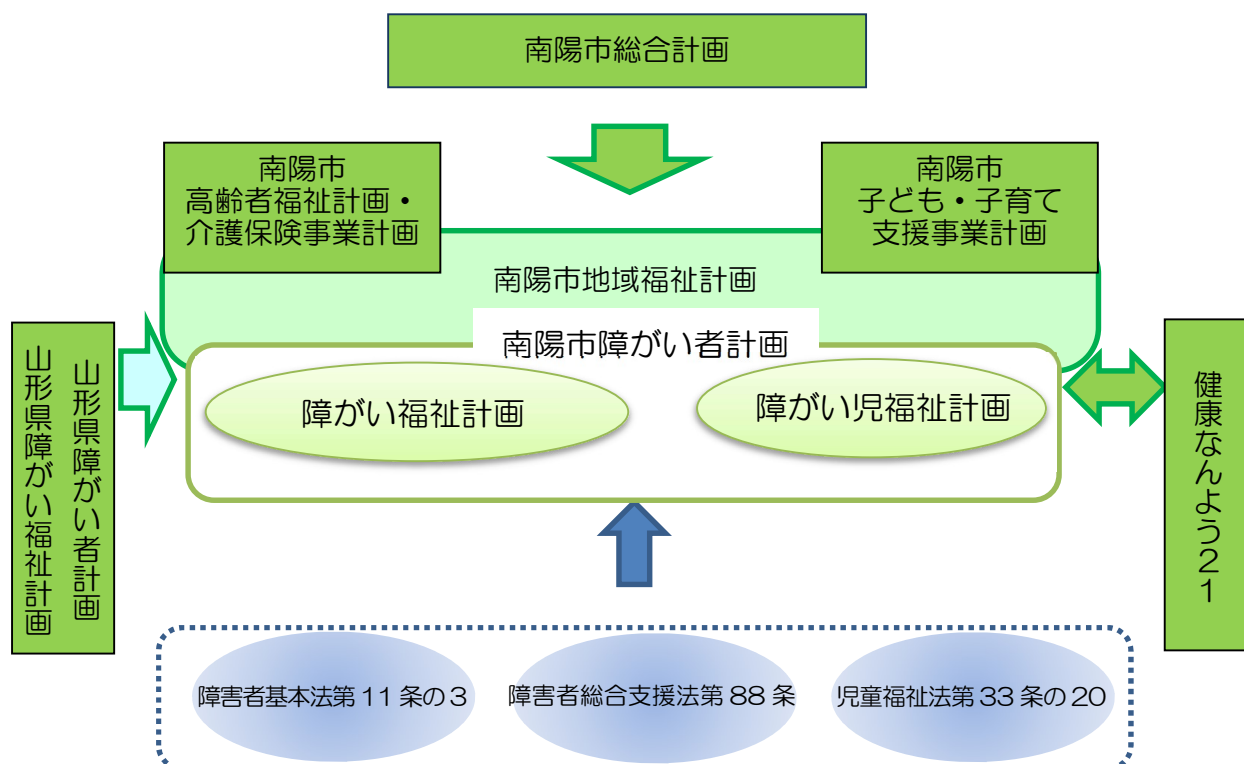
◆児童福祉法における障害児福祉計画

（市町村障害児福祉計画）

第三十三条の 20 市町村は、基本指針に即して障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

南陽市障がい者計画、南陽市障がい福祉計画及び南陽市障がい児福祉計画は、「障害者基本法」や「障害者総合支援法」などの法制度、及び「障害者基本計画」や「市町村障害者計画策定指針」などの国レベルの計画や策定指針、及び県の障害者計画である「山形県障がい者計画」、「山形県障がい福祉計画」との整合性に留意し、本市の「南陽市総合計画」、「南陽市地域福祉計画」、「南陽市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「健康なんよう21」、「南陽市子ども・子育て支援事業計画」等の上位・関連計画との整合を図りながら策定しています。

◆障害者関連計画・指針等との関係図

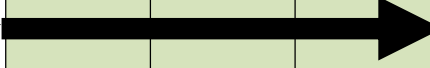


3 計画の期間

南陽市障がい者計画の期間は、平成30年度から令和5年度までの6か年となっており、今後の社会情勢の急激な変化や障がい者のニーズに柔軟に対応するため、必要に応じて計画を見直すこととします。

南陽市障がい福祉計画（第6期）及び南陽市障がい児福祉計画（第2期）は、令和5年度における障がい福祉サービスの目標値を設定し、3年を1期とした計画であることから、令和3年度から令和5年度までの3か年を計画期間とします。

◆計画の期間と見直しの時期

	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
障がい者計画						
障がい福祉 計画	第5期			第6期		
障がい児福祉 計画	第1期			第2期		

4 計画の策定体制

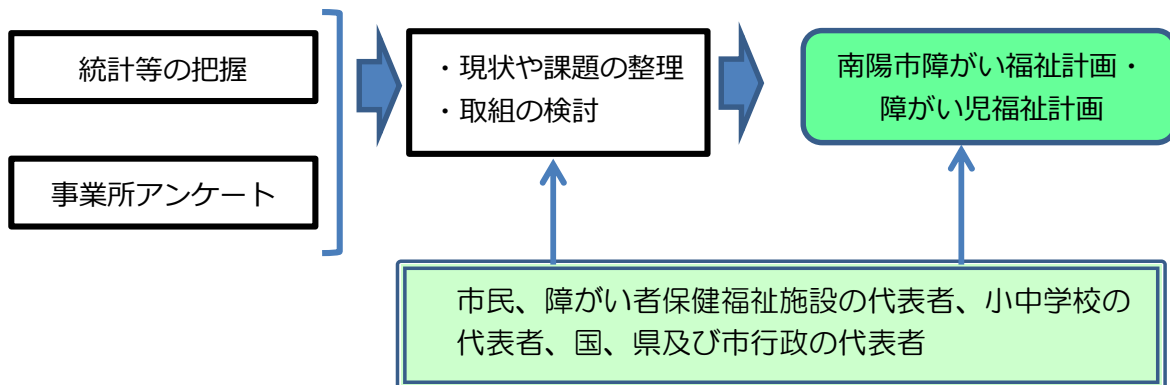
(1) 南陽市障害者計画・障害福祉計画策定協議会の設置

「障がい福祉計画（第6期）」、「障がい児福祉計画（第2期）」の策定は、市民、障がい者保健福祉施設の代表者、小中学校の代表者、国、県及び市行政の代表者からなる「南陽市障害者計画・障害福祉計画策定協議会」を設置し、審議・検討を行いました。

(2) 障がい福祉サービス事業所アンケート

本計画を策定するにあたり、市内の障がい福祉サービス事業所に計画期間内の事業の変更の有無等サービス見込量に関わるアンケート調査を実施しました。

◆策定の流れ



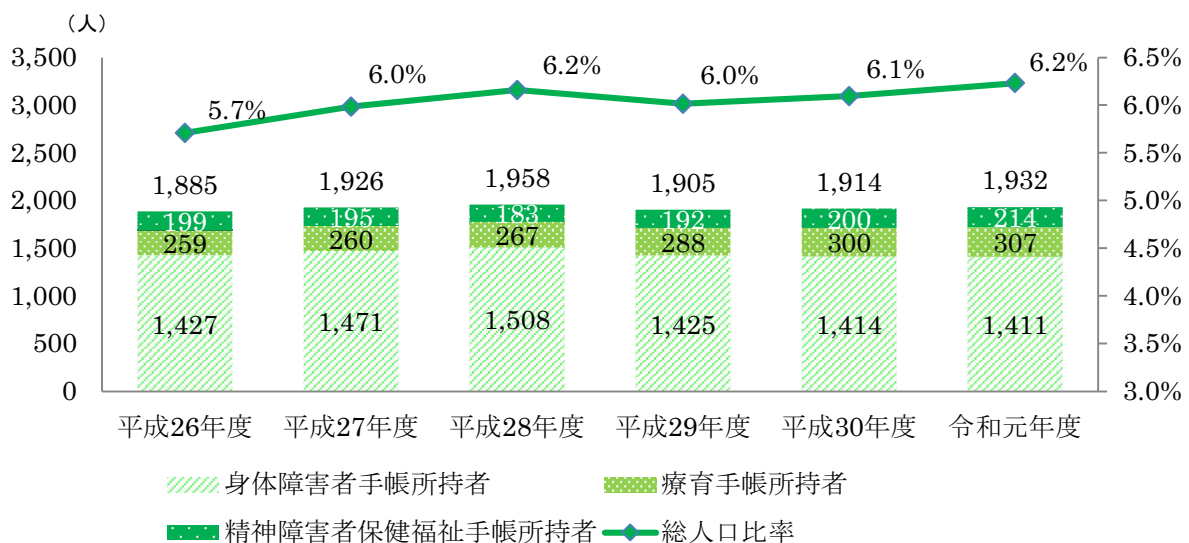
第2章 障がい者の現状と推移

1 障害者手帳所持者の推移・推計

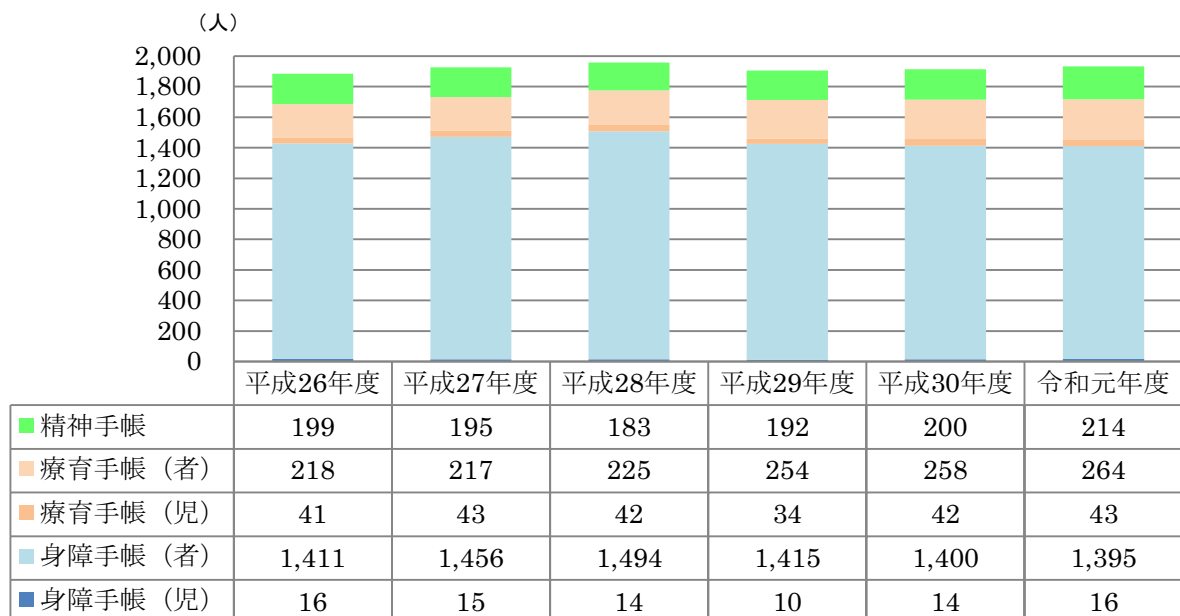
障害者手帳所持者の総人口比率は、6%前後で推移し、総数は令和元年度の令和2年3月31日現在で1,932人となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者及び、療育手帳所持者は年々増加傾向にある一方、身体障害者手帳所持者は減少傾向であることがわかります。

手帳の種類別にみると、身体障害者手帳所持者が最も多く、令和元年度は1,411人となっています。

○障害者手帳所持者の推移



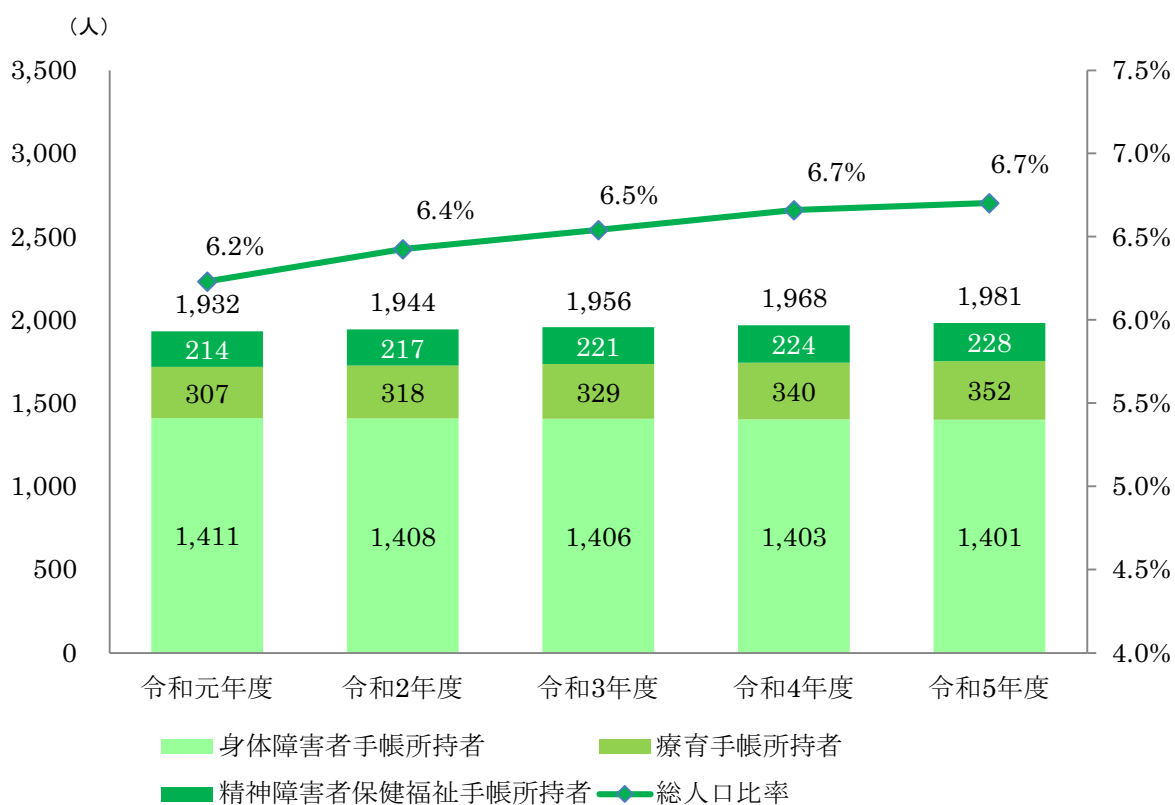
(再掲) 障がい者と障がい児別の手帳所持者



資料：南陽市福祉課（各年3月31日現在）

平成 26 年度から令和元年度の各障害者手帳所持者数の伸び率、及び総人口に占める割合から推計すると、令和 5 年度の各障害者手帳所持者数は、精神障害者保健福祉手帳所持者 228 人、療育手帳所持者 352 人、身体障害者手帳所持者 1,401 人と予想されます。なお、ここでは手帳を所持している障がい者に障がい児も含めて推計しています。

○障害者手帳所持者の推計



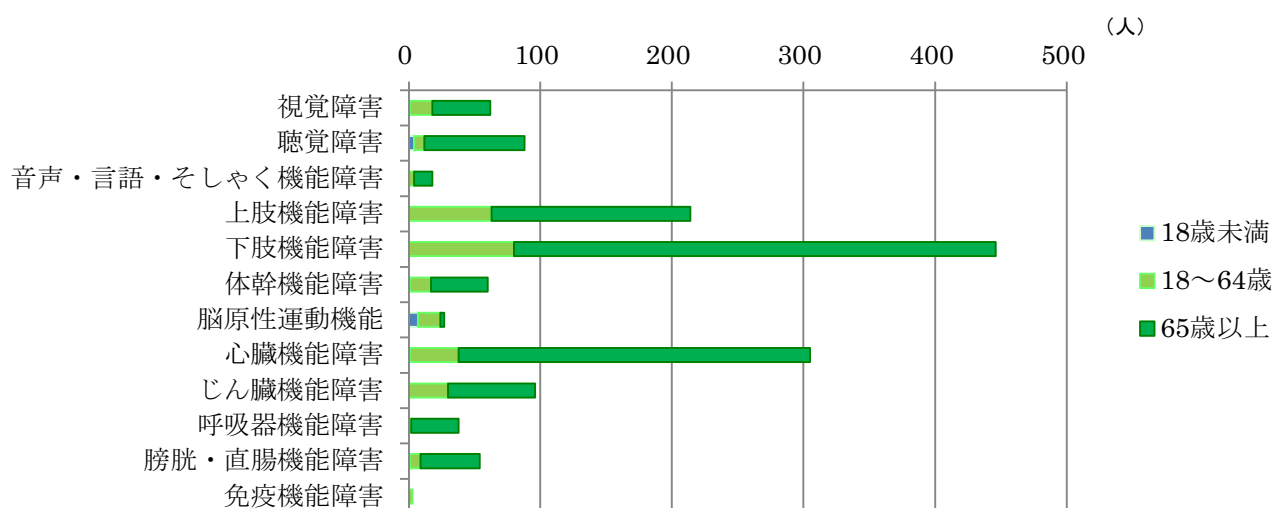
2 身体障がい者の状況

身体障害者手帳所持者の年齢別の状況をみると、それぞれの年齢で肢体不自由が最も多くなっています。また、身体障がい者の7割以上が65歳以上の高齢者となっています。身体障がい者の手帳等級別にみると、1級では「心臓機能障がい」が最も多く、その他、2級から6級では、肢体不自由が最も多くなっています。

○身体障害者手帳所持者の年齢別状況

(単位：人)

	18歳未満	18～64歳	65歳以上	合計
視覚障がい	1	17	44	62
聴覚障がい	4	8	76	88
音声・言語・そしゃく機能障がい	0	4	14	18
上肢機能障がい	0	63	151	214
下肢機能障がい	0	80	366	446
体幹機能障がい	1	16	43	60
脳原性運動機能	7	17	3	27
心臓機能障がい	1	37	267	305
じん臓機能障がい	0	30	66	96
呼吸器機能障がい	1	1	36	38
膀胱・直腸機能障がい	1	8	45	54
免疫機能障がい	0	3	0	3
合計	16	284	1,111	1,411

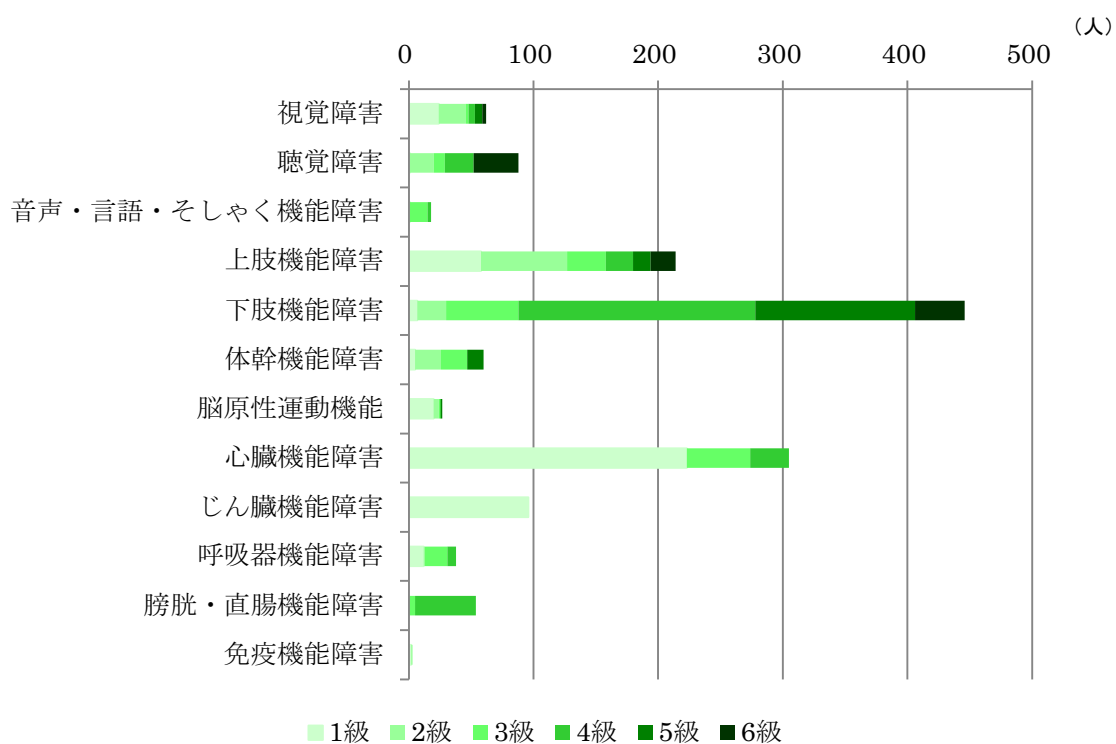


資料：南陽市福祉課（令和2年3月31日現在）

○身体障害者手帳所持者の種別、程度別状況

(単位：人)

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合計
視覚障がい	24	22	2	5	6	3	62
聴覚障がい	1	19	9	23	0	36	88
音声・言語・そしゃく機能障がい	1		14	3			18
上肢機能障がい	58	69	31	22	14	20	214
下肢機能障がい	7	23	58	190	128	40	446
体幹機能障がい	5	21	21	0	13		60
脳原性運動機能	20	4	1	1	1		27
心臓機能障がい	223		51	31			305
じん臓機能障がい	96						96
呼吸器機能障がい	12	1	18	7			38
膀胱・直腸機能障がい			5	49			54
免疫機能障がい	2	1					3
合計	449	160	210	331	162	99	1,411



資料：南陽市福祉課（令和2年3月31日現在）

3 知的障がい者の状況

療育手帳所持者の年齢別の状況をみると、「18 歳以上」が増加傾向にあり、手帳の種別では、「療育手帳 B」が増加しています。

○療育手帳所持者の年齢別状況

(単位：人)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
総 数	259	260	267	288	300	307
18 歳未満	41	43	42	34	42	43
18 歳以上	218	217	225	254	258	264
療育手帳 A	89	87	86	88	91	93
療育手帳 B	170	173	181	200	209	214

資料：南陽市福祉課（各年 3 月 31 日現在）

4 精神障がい者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者の推移をみると、平成 26 年度の 199 人から令和元年度では 214 人と 15 人増加しています。また自立支援医療受給者証所持者数は横ばいもしくは微増傾向にあり、令和元年度では 520 人となっています。

○精神障害者保健福祉手帳所持者の程度別状況及び自立支援医療受給者証（精神通院医療）所持者の状況

(単位：人)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
総 数	199	195	183	192	200	214
1 級	83	80	72	73	63	65
2 級	93	93	85	84	95	102
3 級	23	22	26	35	42	47
自立支援医療受給者 (精神通院医療)	497	502	519	524	523	520

資料：南陽市福祉課（各年 3 月 31 日現在）

第3章 計画の目標等

1 基本目標

本計画は、「障がいのある人もない人も、一人ひとりがその能力、環境に応じて主体性を発揮し快適な生活を送ることができる地域社会の実現」を目標に、利用者にとって最も身近な市町村において、障がい福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制の確保が計画的に図られるように策定するものです。

本市では、国の策定指針に基づき、以下の7点を計画の基本目標とします。

1. 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制の整備を進めます。

2. 市を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的なサービス提供

障がい福祉サービスの実施主体を市とし、障がい種別によることなく、どの障がい者も等しく障がい福祉サービスを受けることができるようにします。

3. 地域生活への移行等の課題に対応したサービス提供体制の整備

施設入所等から地域生活への移行、また、障がい者の就労支援や重度化・高齢化した障がい者の日中のサービスなどの課題に対応できるよう支援体制を整え、地域生活の拠点づくり等地域の社会資源を最大限に活用したサービス提供体制の整備を進めます。

4. 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保等に取り組むとともに、地域の実態等を踏まえながら包括的な支援体制の構築に取り組めます。また、障がいの有無に関わらず、児童全員が共に成長できるよう地域社会への参加や包容を推進します。

5. 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障がい児通所支援及び障がい児相談支援については市を実施主体の基本とし、障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援等の充実を図ります。

6. 障がい福祉人材の確保

安定的に障がい福祉サービス等の提供を担う人材を確保するため、研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等に関係者が協力して取り組みます。

7. 障がい者の社会参加を支える取組

障がい者の社会参加を促進するため、多様なニーズを踏まえ、特に障がい者の文化芸術活動の推進や、視聴覚障がい者等の読書環境の計画的な整備の推進を図ります。

2 基本目標達成のための重点施策

障がい福祉計画は、障がい者の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、その推進方策を定めるものであり、障がいの有無に関わらず市民として質の高い生活の実現を目指し、あらゆる場面で基本的人権が保障される地域社会を建設するため策定するものです。

本市では、障がい者福祉施策の基本目標を達成するために、以下の施策に重点的に取り組みます。

(1) サービスの提供体制の基盤整備

① 情報提供の充実

福祉サービスの内容や手続き方法について、パンフレット等の作成や市の広報紙またはホームページ等を活用して情報提供を図り、効果的な周知に努めます。

② 福祉サービス提供体制の整備

福祉サービス事業者に対し、広く情報提供を行う等、多様な事業者の参入を促進し、安定的なサービス提供を確保するとともに、障がい者のニーズを反映したサービス提供体制の実現に向けた働きかけを行い、新たなサービス提供体制の確立に努めます。

③ 専門人材の育成とサービスの質の向上

障がい者が、地域においてその人らしい生活を送るためには、画一的な手法による福祉サービスの提供ではなく、障がい特性や生活環境などに応じた個別支援や多様な障がい福祉サービスが必要とされています。そして、これらの支援やサービスの提供を継続していくためには、多様な経験と高度な専門性のある人材を育成していく必要があります。

そのため、障がい福祉サービスを提供する社会福祉法人などと連携した専門人材の育成に努めるとともに、南陽市自立支援協議会の協力を得て、各事業所の専門職員を対象とした講座の開催や事業所間の情報共有を促進し、障がい福祉サービスの質の向上を図ります。

④ 支援体制の拡充

強度行動障がいや高次脳機能障がい等を有する障がい者に対する支援体制の拡充を、医療機関を含めた専門機関と連携して進めます。また、アルコール・薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策についても同様に進めます。

（２）地域生活支援の一体的な推進

① 地域生活支援拠点の整備

障がい者の重度化・高齢化の課題に対応し、また、「親亡き後」も安心して暮らしていくために、親元からの自立を希望する人に対する支援、施設や病院等からの退所や退院等の地域移行の促進、医療的ケアや行動障がい支援等の専門的な対応が必要な人たちへの支援、医療との連携等の地域資源の活用、夜間利用も可能な緊急対応体制、障がい特性に応じた体制整備といった、多様なニーズに対応できる支援体制としての地域生活支援拠点を整備します。

② 自立生活の援助

障がい者支援施設やグループホームなどを出て、地域で生活することを希望する知的障がい者や精神障がい者等に対し、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応などの適切な支援を行うサービスが、障がい者の理解力、生活力等を補う観点から、改正障害者総合支援法（平成 30 年 4 月施行）により新設されました。

本市では、障がい者の自立を支援するためのサービス（自立生活援助）の新設につき、地域のサービス事業者との連携を図りながら推進します。

（３）就労支援の充実

① 障がい者の就労支援

本市では、障がい者の就労と自立生活を支援するため、障害者就業・生活支援センター、公共職業安定所等の関係機関と連携し、就労機会の拡大に努めてきました。

今後は、障がい者一人ひとりの得意分野を引き出し、それを生かすことができる就労機会を提供するとともに、就労希望者の増加に伴う定着支援を強化する必要があります。

そのため、関係機関との連携を強化し、就労相談から職場定着支援、生活相談まで一貫した支援の拡充と、就労定着に向けて、企業や事業所に対する障がいの理解と雇用促進のための啓発を強化するとともに、職場定着支援時におけるジョブコーチの確保を支援します。

また、障がい者が農業分野で活躍することを通じ、就労や生きがいづくり、社会参加の場を創出する農福連携の取組みは、多様な効果が期待できるため、幅広く関係機関との情報共有を図り、連携に努めます。

さらに、精神障がい者の雇用義務化や法定雇用率の達成に向け、障害者就業・生活支援センターや企業等と連携して雇用開拓に取り組むとともに、雇用分野における差別の禁止等への対応に努めます。

加えて、障害者優先調達推進法に基づき、本市における障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を毎年度策定し、受注機会の拡大に努めます。

② 障がい者の就労定着支援

発達障がい者や精神障がい者の就労支援では、就職活動の支援と同様に、新しい環境に慣れ、安定して働くための「職場定着支援」が重要です。就労移行支援では、就労者の定着支援を行っていますが、職場訪問をして企業の担当者と本人の話を伺い必要な調整を行う等の職場環境の支援を行っています。しかし、障がい者の場合、生活の中での困り事・悩み事が増えることで、就労の継続が困難になってしまうことが少なくありません。

このような状況から国では、平成 30 年度から「就労定着支援」を創設しました。このサービスは、就労移行支援等を利用した後に一般就労した人のうち、生活のリズムや服薬の調整ができず業務に集中できないといった、就労に伴う環境の変化により生活面で課題が生じている人に対する支援を行うものです。

市では、障がい者の相談に応じて就業に伴う生活面の課題を把握すると共に、就業先の企業担当者や医療機関などと連絡調整を図り、生活リズムの管理を含めた問題解決に向けて支援を行う「就労定着支援」サービスを圏域での新設に向けて取り組みます。

（４）相談支援体制と地域包括ケアの拡充

① 相談支援体制の拡充

障がい者が地域において安心して生活していくためには、障がい福祉サービスの提供体制の確保とともに、サービスの適切な利用を支え、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠です。

障がい福祉サービスの利用にあたり必要なサービス等利用計画の作成や、利用者の状況に応じた見直し・相談支援等を行う人材の育成や個別事例における専門的な指導助言ができる、相談支援の中核機関である基幹相談支援センターの設置を検討し、重層的な相談支援体制の構築を目指します。

② 地域共生社会の実現

障がいのある子どもの介護をしながら親の介護を行う「多重介護問題」、引きこもりの長期化や精神障がい者とその親が高齢化し、支援につながらないまま孤立してしまう「80・50 問題」など、多様で複合化する課題に直面する人や世帯の増加が見込まれます。また、地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高めあうことができる「地域共生社会」を実現することが重要な課題となっています。

そこで本市は、南陽市地域福祉計画、高齢者福祉・介護保険事業計画、子ども・子育て支援事業計画等と整合を図りながら、包括的な相談体制や住民主体により地域課題を解決する体制づくりについて、検討を進めていきます。

③ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをするためには、医療（精神科医療・一般医療）、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合いが包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す必要があります。

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障がい福祉・介護事業者が、精神障がいの程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、一般医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携が必要です。

そこで、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築について関係機関と協議を行います。

④ 発達障がい者等に対する支援

発達障がいは人によって特徴がさまざまであるため、家族や周囲の理解、環境整備が重要です。発達障がいのある子どもへの肯定的な働きかけや環境整備について学び、保護者の支援・子どもの適切な行動の促進を目的とした、ペアレントトレーニング等を実践できる体制を確保し、早期支援につながる医療体制の確保について推進していきます。

（５）障がいのある子どもに対する支援の充実

① 早期発見・早期支援の取組

近年、「発達障がい」の診断を受ける子どもの増加が注目されており、早期の発見や養育支援が求められています。特に成長発達過程にある子どもに対しては、精神面での変化が大きいことから、発達障がいに対する保護者の正しい理解だけでなく、行政やこども医療療育センターをはじめとする相談支援機関等における適切な支援が必要となります。

また、障がいにより配慮が必要な子どもの保育や教育ニーズに応えるため、保育や教育現場に携わる人が、障がいについての正しい知識や理解を持ち、学習面や生活面における関係機関との支援策の継続・連携が求められています。

そのため、早期発見・早期支援の観点から、子どもの成長を確認し、保護者の相談の場として、市の健診の受診を勧奨するとともに、保育施設等と連携し、そだちとこころの相談の利用等、相談支援の充実に努めます。また、教育機関への支援策の引継ぎの徹底や、関係者間のネットワークの強化に努め、サポートファイルを有効活用した継続的かつ横断的な支援体制を整備していきます。

さらに、市内の小中学校における通常学級や特別支援学級のほか、特別支援学校における専門性の高い職員の確保を必要に応じ県へ求めるとともに、障がいへの理解促進に努めます。

② 重症心身障がい児・医療的ケアの必要な子どもへの支援

重症心身障がい児や医療的ケアの必要な子どもとその家族が安心して地域で暮らしていくには、乳幼児期、学齢期、成年期のライフステージに応じ、障がい児支援や障がい福祉サービス等の福祉制度、訪問看護等の医療制度など、在宅で生活するための様々な支援の整備が必要です。

重度の障がい等により外出が困難な障がい児に対して、通所または居宅への訪問により日常生活の基本的な動作の指導、知識技能の付与等の発達支援のサービス等を提供することを検討します。

医療的ケア児については、支援のニーズが多様であり、多職種連携による一体的な支援が必要です。このため、医療的ケア児等コーディネーターを配置し個々の状態に応じた支援を行える体制を整備します。

また、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図る医療的ケア児支援のための「協議の場」を設置します。

③ 障がい児支援の取組

障がい児のライフステージに沿って、保健・医療・障がい福祉・保育・教育・就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援体制の強化を図り、障がいの有無に関わらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルーシブ）を推進します。

また、障がい児通所支援等の実施に当たり、実施形態を検討し、より身近な馴染みのある場所での実施を検討します。

加えて難聴児支援についても児童発達支援センターの整備や特別支援学校との連携を強化します。

※児童発達支援センターとは

障がい児の専門施設として、適切な支援を受けられるように、地域の障がい児やその家族からの相談を受けるほか、障がい児を預かる施設への援助・助言を併せて行う等、地域の中核的な役割をもつ。児童発達支援と地域支援（障がい児相談支援・保育所等訪問支援）の両方を担う。

3 計画の体系

(基本目標)

(成果目標)

(活動指標)

1.障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

2.市を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的なサービス提供

3.地域生活への移行等の課題に対応したサービス提供体制の整備

4.地域共生社会の実現に向けた取組

5.障がい児の健やかな育成のための発達支援

6.障がい福祉人材の確保

7.障がい者の社会参加を支える取組

設入所者の地域生活への移行
○地域生活移行者数
○施設入所者の削減

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
○保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

障がい者の地域生活の支援
○地域生活支援拠点の整備及び機能の充実

福祉施設から一般就労への移行
○就労移行支援事業等の利用者の一般就労移行率の増加(就労移行支援事業、就労継続支援A型、B型)
○就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者のうち就労定着支援事業の利用率

障がい児支援の提供体制の整備
○児童発達支援センターの設置
○保育所等訪問支援を利用できる体制
○重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後デイサービスを確保
○医療的ケア児が適切な支援を受けられる保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場を設置
○医療的ケア児等コーディネーターの配置

相談支援体制の充実・強化に向けた取組
○総合的・専門的な相談支援
○地域の相談支援体制の強化

障がい福祉サービスの質を向上させるための取組
○障がい福祉サービスに係る研修への参加
○障害者自立支援審査支払システム等の審査結果の分析共有

・・・・・・障がい福祉サービス・・・・・・

○訪問系サービスの利用者数、利用時間数
・居宅介護 ・重度訪問介護 ・同行援護
・行動援護 ・重度障がい者等包括支援

○日中活動系サービスの利用者数、利用日数
・生活介護 ・自立訓練(機能訓練、生活訓練)
・就労移行支援 ・就労継続支援(A型、B型)
・就労定着支援
・療養介護 ・短期入所(福祉型、医療型)

○居住系サービスの利用者数、利用日数等
・自立生活援助 ・共同生活援助
・施設入所支援

○相談支援の利用者数
・計画相談支援
・地域移行支援 ・地域定着支援

○居住系・相談系サービス見込量のうち、精神障がい者の内数

・・・・・・障がい児福祉サービス・・・・・・

○障がい児通所支援の利用児童数、利用日数
・児童発達支援 ・医療型児童発達支援
・放課後等デイサービス ・保育所等訪問支援

○障がい児訪問支援の利用児童数、利用日数
・居宅訪問型児童発達支援

○障がい児相談支援の利用者数
・障がい児支援利用援助
・医療的ケア児等コーディネーターの配置

4 成果目標にかかる個別施策分野

本計画では、国の指針により、障がい者の地域生活への移行や一般就労への移行による成果目標を設定します。

(1) 福祉施設から地域生活への移行促進

地域生活への移行を進める観点から、令和2年3月31日における福祉施設入所者について、令和5年度末までの地域生活への移行目標を設定します。

項 目	数 値	考え方
現時点の施設入所者数 (A)	63 人	令和元年度末の施設入所者数
目標年度の施設入所者数 (B)	59 人	令和5年度末時点の利用人数
【目標値】削減見込 (A-B) ((A) - (B)) / (A)	4 人 6.3%	差引減少見込み数 (1.6%以上とする)
【目標値】地域生活移行者数 (C) (C) / (A)	4 人 6.3%	
		施設入所からGH等へ移行した者の数 (6%以上) ※により

(国の考え方)

- ・令和5年度末までに令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行する。
- ・令和5年度末までに施設入所者数を令和元年度末時点から1.6%以上削減する。

※当該目標値の設定に当たり、令和2年度末において、障がい福祉計画で定めた令和2年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和5年度末における地域生活に移行する者の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

入院中の精神障がい者が地域生活へ移行する際に必要な福祉サービスの提供体制の整備を推進し、地域生活への移行促進を図ります。また、保健、医療、及び、福祉関係者による包括的な支援体制を構築するための協議の場の設置を進めます。

項 目	数 値	考え方
関係機関等が連携を図るための協議の場を設置	1	令和5年度末の数

(国の考え方)

- ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築するべく、協議会や専門部会等の保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置する。

(3) 地域生活支援拠点等の整備及び機能の充実

項 目	数 値	考え方
地域生活支援拠点等の整備	1 か所	令和 5 年度末までの整備数
地域生活支援拠点等の運用 状況の検証及び検討	1 回	年 1 回以上

(国の考え方)

- 令和 5 年度末までの間、居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備を推進し、障がい児・者の地域生活を支援する機能の集約する拠点等を、各市町村または各圏域に少なくとも1カ所確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

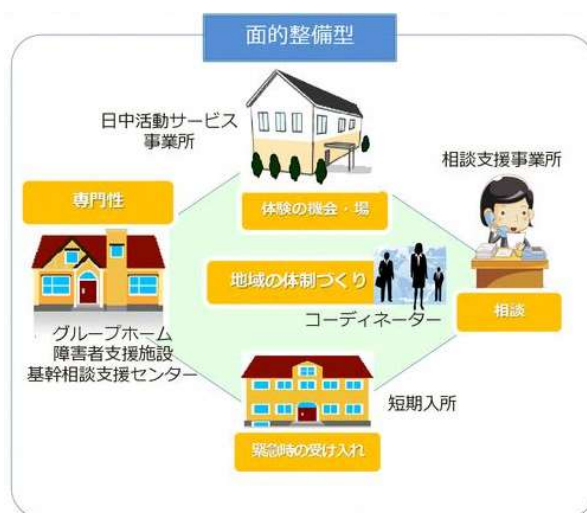
◇参考：地域生活支援拠点等の整備のイメージ（面的整備）

地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

●地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ）※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。



厚労省資料より

（４）福祉施設から一般就労への移行目標

○一般就労移行者数

項 目	数 値	考え方
現在の年間一般就労移行者数（Ａ）	３人	令和元年度中に福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】福祉施設から一般就労への移行者数（Ｂ）	６人	令和５年度中に福祉施設を退所し、一般就労に移行する者の数
増加率（Ｂ）／（Ａ）	2.0	（1.27 倍以上とする）

○就労移行支援事業利用者数

項 目	数 値	考え方
現在の就労移行支援事業利用者の年間一般就労移行者数（Ｃ）	１人	就労移行支援事業の利用者のうち、令和元年度中に一般就労に移行した者の数
【目標値】就労移行支援事業利用者の年間一般就労移行者数（Ｄ）	２人	就労移行支援事業の令和５年度中における利用者のうち一般就労移行者数
増加率（Ｄ）／（Ｃ）	2.0	1.3 倍以上とする

○就労継続支援Ａ型事業利用者数

項 目	数値	考え方
現在の就労継続支援Ａ型事業利用者の年間一般就労移行者数（Ｅ）	１	就労継続支援Ａ型利用者のうち、令和元年度中に一般就労に移行した者の数
【目標値】就労継続支援Ａ型事業利用者の年間一般就労移行者数（Ｆ）	２	就労継続支援Ａ型利用者のうち、令和５年度中に一般就労に移行した者の数
増加率（Ｆ）／（Ｅ）	2.0	（概ね 1.26 倍以上とする）

○就労継続支援Ｂ型事業利用者数

項 目	数値	考え方
現在の就労継続支援Ｂ型事業利用者の年間一般就労移行者数（Ｇ）	１	就労継続支援Ｂ型利用者のうち、令和元年度中に一般就労に移行した者の数
【目標値】就労継続支援Ｂ型事業利用者の年間一般就労移行者数（Ｈ）	２	就労継続支援Ｂ型利用者のうち、令和５年度中に一般就労に移行した者の数
増加率（Ｈ）／（Ｇ）	2.0	（概ね 1.23 倍以上とする）

○就労定着支援事業利用者数

項 目	数 値	考 え 方
現在の年間一般就労移行者のうち、就労定着支援事業の利用者数	0	平成 31 年 4 月から令和元年 9 月の間に福祉施設を退所し一般就労に移行した者のうち就労定着支援事業を利用した数
目標年度の年間一般就労移行者のうち、就労定着支援事業利用者の割合	7 割	令和 5 年度中に福祉施設を退所し、一般就労に移行する者（就労移行後 6 月以上経過した者に限る）のうち、就労定着支援事業を利用している者の割合（7 割以上とする）

（国の考え方）

- 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和 5 年度中に一般就労に移行する者の目標値を、令和元年度の一般就労への移行実績の 1.27 倍以上とすることを基本として設定する。
- 就労移行支援事業利用者の年間一般就労移行者については、令和 5 年度中における移行者数が令和元年度末における移行者数の 1.3 倍以上増加することを目指すものとして設定する。

（５）障がい児支援の提供体制の整備

近年「発達障がい」の診断を受ける子どもの増加が注目されており、早期の発見や支援が求められていることから、令和 5 年度末までの取組に関して目標を設定します。

項 目	数 値	考 え 方
児童発達支援センターの設置	1 か所	令和 5 年度末の設置数
保育所等訪問支援の実施	1 か所	令和 5 年度末の事業所数
主に重症心身障がい児を支援する （児童発達支援事業所の確保）	1 か所	令和 5 年度末の事業所数
（放課後等デイサービス事業所の確保）	1 か所	
医療的ケア児支援のため関係機関等が連携を図るための協議の場の設置	実施継続	令和 5 年度末までの設置
医療的ケア児等コーディネーターの配置	1 人	令和 5 年度末までの配置

（国の考え方）

- ・令和5年度末までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置する。（連携可）
- ・令和5年度末までに各市町村において、保育所等訪問支援を実施する事業所を少なくとも1か所以上設置する。（連携可）
- ・令和5年度末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業及び放課後デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保する。（連携可）
- ・令和5年度末までに保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置する。

（６）相談支援体制の充実・強化に向けた取組

基幹相談支援センター等による総合的・専門的な相談支援の実施及び、相談体制の強化を実施する体制を整備し、障がい者が希望する福祉サービス等をスムーズに利用できるように取り組みます。

項 目	数値等	考え方
総合的・専門的な相談支援の実施 （基幹相談支援センターによる）	実施	令和5年度までの実施の有無
相談支援事業者に対する専門的な 指導・助言件数	12 件	令和5年度の実施件数
相談支援事業者の人材育成に対す る支援件数	3 件	令和5年度の実施件数
相談機関との連携強化の取組の実 施回数	6 回	令和5年度の実施回数

（７）障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障がい福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、適正にサービスを提供できる体制の構築を図るための目標を定めます。

項 目	数値等	考え方
県等が実施する障がい福祉サービス 等に係る研修への市職員の参加人数	8 人	令和5年度の延べ参加人数（人・日）
障害者自立支援審査支払等システ ムによる審査結果を分析し、共有 する体制	有	令和5年度の実況
障害者自立支援審査支払等システ ムによる審査結果を分析し、共有す る場の実施回数	1 回	令和5年度の実施回数

5 障がい福祉サービス等の見込量（活動指標）

◆サービスの種類と名称

	サービスの種類	サービスの名称	給付の種類
障がい福祉サービス	訪問系サービス	居宅介護	介護給付
		重度訪問介護	介護給付
		同行援護	介護給付
		行動援護	介護給付
		重度障がい者等包括支援	介護給付
	日中活動系サービス	生活介護	介護給付
		自立訓練（機能訓練・生活訓練）	訓練等給付
		就労移行支援	訓練等給付
		就労継続支援（A型・B型）	訓練等給付
		就労定着支援	訓練等給付
		療養介護	介護給付
		短期入所（福祉型、医療型）	介護給付
	居住系サービス	自立生活援助	訓練等給付
		共同生活援助（グループホーム）	訓練等給付
		施設入所支援	介護給付
	相談支援	計画相談支援	—
		地域移行支援	—
		地域定着支援	—

(1) 訪問系サービス

第5期計画期間の実績のうち令和2年度の数値については、令和2年10月末までの実績に今後の利用見込み・時間見込みを記載しました。

第6期計画では第5期の実績の動向を加味し、令和2年度実績（見込み）を基礎として見込量を算出しました。

① 居宅介護

自宅で入浴や排せつ、食事などを介助します。

【サービス提供実績及び見込み量】

(単位：時間・人/月)

	第5期 実績			第6期 見込み		
年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込み (延べ時間)	100	110	120	151	151	151
実 績	117	137	151			
見込み (利用人数)				18	18	18
実 績	12	16	18			

※令和2年度の実績は見込値（以下同じ）。

② 重度訪問介護

重度の障がいがあり常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事の介助や外出時の移動の補助を行います。

【サービス提供実績及び見込み量】

(単位：時間・人/月)

	第5期 実績			第6期 見込み		
年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込み (延べ時間)	744	744	744	900	900	900
実 績	720	692	900			
見込み (利用人数)				2	2	2
実 績	1	1	2			

③ 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時において、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行います。

【サービス提供実績及び見込み量】

(単位：時間・人/月)

	第5期 実績			第6期 見込み		
年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込み (延べ時間)	16	16	16	16	16	16
実 績	12	9	16			
見込み (利用人数)				3	3	3
実 績	3	2	3			

④ 行動援護

知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な人に、行動するとき必要な介助や移動の補助を行います。

【サービス提供実績及び見込み量】

(単位：時間・人/月)

	第5期 実績			第6期 見込み		
年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込み (延べ時間)	10	10	10	10	10	10
実 績	0	0	10			
見込み (利用人数)				2	2	2
実 績	0	0	2			

⑤ 重度障がい者等包括支援

常に介護が必要な人の中でも介護が必要な程度が非常に高いと認められた人には、居宅介護などの障がい福祉サービスを包括的に提供します。

【サービス提供実績及び見込み量】

(単位：時間・人/月)

	第5期 実績			第6期 見込み		
年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年 度	0	0	0	0	0	0
見込み (延べ時間)	0	0	0			
実 績				0	0	0
見込み (利用人数)	0	0	0			

(2) 日中活動系サービス

① 生活介護

常に介護を必要とする人に、障がい者支援施設などの施設で、入浴や排せつ、食事の介助や創作的活動、生産活動の機会を提供します。

【サービス提供実績及び見込み量】

(単位：人・日/月)

	第5期 実績			第6期 見込み		
年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込み (利用実人数)				148	148	148
実 績	112	114	148			
見込み (利用延べ日数)	2,218	2,439	2,683	3,062	3,062	3,062
実 績	2,061	2,355	3,062			

② 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

（ア）機能訓練：身体機能の向上のために必要な訓練を行います。

【サービス提供実績及び見込み量】

（単位：人・日/月）

	第5期 実績			第6期 見込み		
年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込み （利用実人数）				2	2	2
実 績	0	0	0			
見込み （利用延べ日数）	15	15	15	16	16	16
実 績	0	0	0			

（イ）生活訓練：自立生活が困難な方を対象に、地域生活を営む上での必要な訓練を行います。

【サービス提供実績及び見込み量】

（単位：人・日/月）

	第5期 実績			第6期 見込み		
年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込み （利用実人数）				4	4	4
実 績	1	3	4			
見込み （利用延べ日数）	60	60	60	72	72	72
実 績	31	65	72			

③ 就労移行支援

一般就労を希望する人に、一定期間生産活動やその他の活動の機会を提供し、知識の習得や能力の向上のための訓練を行います。

【サービス提供実績及び見込み量】

(単位：人・日/月)

	第5期 実績			第6期 見込み		
年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込み (利用実人数)				2	2	2
実 績	1	1	2			
見込み (利用延べ日数)	60	60	60	13	13	13
実 績	8	12	13			

④ 就労継続支援（A型・B型）

一般就労が困難な人に、就労や生産活動その他の活動の機会を提供し、知識の習得や能力の向上のための訓練を行います。

(ア) A（雇用）型：利用者と事業者が雇用関係を結び、生産活動その他の活動の機会を通じて、知識の習得や能力の向上の訓練を行います。

【サービス提供実績及び見込み量】

(単位：人・日/月)

	第5期 実績			第6期 見込み		
年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込み (利用実人数)				10	10	10
実 績	10	9	10			
見込み (利用延べ日数)	391	410	430	200	200	200
実 績	224	182	200			

(イ) B(非雇用)型：一定の賃金水準のもとで継続した就労の機会を提供し、A型への移行に向けて支援します。

【サービス提供実績及び見込み量】

(単位：人・日/月)

	第5期 実績			第6期 見込み		
年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込み (利用実人数)				122	122	122
実 績	101	111	122			
見込み (利用延べ日数)	1,650	1,815	1,996	2,433	2,433	2,433
実 績	1,812	2,212	2,433			

⑤ 就労定着支援

一般就労した人が、職場に定着できるよう生活面で支援します。

【サービス提供実績及び見込み量】

(単位：人/月)

	第5期 実績			第6期 見込み		
年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込み	1	1	1	1	1	2
実 績	0	0	0			

⑥ 療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。

【サービス提供実績及び見込み量】

(単位：人/月)

	第5期 実績			第6期 見込み		
年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込み	4	5	6	3	3	3
実 績	3	3	3			

⑦ 短期入所（福祉型・医療型）

自宅で介護する人が病気などの場合に、短期間施設に入所できます。

【サービス提供実績及び見込み量】

(単位：人・日/月)

	第5期 実績			第6期 見込み		
年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込み (利用実人数)				17	19	20
実 績	14	14	15			
見込み (利用延べ日数)	89	98	108	110	120	125
実 績	92	90	99			

(3) 居住系サービス

① 自立生活援助

施設等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者等に、一定の期間、定期的な巡回や随時の対応により相談や支援を行います。

【サービス提供実績及び見込み量】 (単位：人/月)

	第5期 実績			第6期 見込み		
年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込み	1	1	1	8	8	8
実 績	7	7	8			

② 共同生活援助（グループホーム）

地域で共同生活を営む知的又は精神、身体障がい者等に、相談や日常生活上の援助を行います。

【サービス提供実績及び見込み量】 (単位：人/月)

	第5期 実績			第6期 見込み		
年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込み	85	90	95	89	89	93
実 績	78	81	89			

③ 施設入所支援

夜間に介護を必要とする障がい者等を対象に、入所施設において夜間における居住の場を提供します。平日の日中は、日中活動の事業を利用します。

【サービス提供実績及び見込み量】 (単位：人/月)

	第5期 実績			第6期 見込み		
年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込み	60	58	56	61	60	59
実 績	65	63	62			

(4) 相談支援

① 計画相談支援

障がい者やその保護者が、対象となる障がい福祉サービスを適切に利用できるよう、障がい者の心身の状況やおかれている環境、障がい福祉サービスの利用に関する意向、その他の事情を勘案し、サービス利用計画を作成するサービスです。

【サービス提供実績及び見込み量】

(単位：人/月)

	第5期 実績			第6期 見込み		
年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込み	46	51	55	51	51	51
実 績	28	39	51			

② 地域移行支援

障がい者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の便宜を供与します。

【サービス提供実績及び見込み量】

(単位：人/月)

	第5期 実績			第6期 見込み		
年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込み	1	1	1	1	1	1
実 績	0	0	1			

③ 地域定着支援

施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した障がい者、地域生活が不安定な障がい者等に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の便宜を供与します。

【サービス提供実績及び見込み量】

(単位：人/月)

	第5期 実績			第6期 見込み		
年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込み	1	1	1	1	1	1
実 績	0	0	1			

（５）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

① 居住系・相談系サービス見込み量のうち、精神障がい者の内数

【サービス提供実績及び見込み量】

（単位：人/月）

					第6期 見込み		
サービス別			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居住系	自立生活援助	見込み			8	8	8
		実績	7	8			
	共同生活援助	見込み			36	36	36
		実績	35	36			
相談系	地域移行支援	見込み			1	1	1
		実績	0	0			
	地域定着支援	見込み			1	1	1
		実績	0	0			

6 障がい児福祉サービスの見込量（活動指標）

◆サービスの種類と名称

種 類	サービスの名称	
障がい児福祉サービス	障がい児通所支援	児童発達支援
		医療型児童発達支援
		放課後等デイサービス
		保育所等訪問支援
	障がい児訪問支援	居宅訪問型児童発達支援
	障がい児相談支援	障がい児支援利用援助
		継続障害児支援利用援助
	障がい児入所支援※	福祉型、医療型

※障がい児入所支援については山形県所管の事業のため、本計画では目標値を設定しません。

① 児童発達支援

未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練を行います。

【サービス提供実績及び見込み量】

（単位：人・人日/月）

	第5期 実績			第6期 見込み		
年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込み (利用人数)	10	10	10	20	20	20
実 績	12	18	18			
見込み (利用日数)				91	91	91
実績	53	82	91			

② 医療型児童発達支援

肢体不自由の障がい児(未就学児)を対象に、児童発達支援及び治療を行います。

【サービス提供実績及び見込み量】

(単位：人・人日/月)

	第5期 実績			第6期 見込み		
年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込み (利用人数)	1	1	1	3	3	3
実 績	1	1	3			
見込み (利用日数)				10	10	10
実績	1	5	10			

③ 放課後等デイサービス

就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。

【サービス提供実績及び見込み量】

(単位：人・人日/月)

	第5期 実績			第6期 見込み		
年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込み (利用人数)	30	30	30	35	35	35
実 績	35	32	35			
見込み (利用日数)				438	438	438
実績	399	434	438			

④ 保育所等訪問支援

障がい児が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

【サービス提供実績及び見込み量】

(単位：人・人日/月)

	第5期 実績			第6期 見込み		
年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込み (利用人数)	1	1	1	3	3	3
実 績	0	2	3			
見込み (利用日数)				3	3	3
実績	0	2	3			

⑤ 居宅訪問型児童発達支援

障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。重症心身障がい児等の重度の障がい児等であって、児童発達支援等の障がい児童通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児が対象です。

【サービス提供実績及び見込み量】

(単位：人・人日/月)

	第5期 実績			第6期 見込み		
年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込み(利用人数)	1	1	1	1	1	1
実 績	0	0	1			
見込み(利用日数)				3	3	3
実績	0	0	1			

⑥ 障がい児相談支援

障がい児を対象にサービス利用計画を作成します。

【サービス提供実績及び見込み量】

(単位：人/月)

	第5期 実績			第6期 見込み		
年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込み	30	30	30	10	10	10
実 績	4	7	10			

⑦ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター配置人数

重症心身障がい児者や人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児が地域で安心して暮らしていけるよう、重症心身障がい児者等に対する支援が適切に行えるコーディネーターを配置します。

【サービス提供実績及び見込み量】

(単位：人/月)

	第5期 実績			第6期 見込み		
年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込み	1	1	1	1	1	1
実 績	0	1	1			

7 地域生活支援事業の見込量への取組

障がい者が地域において自立した生活を送ることができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて市町村において柔軟に実施できる事業です。

地域生活支援事業は、10の必須事業とその他の任意事業があり、本市では新たに「理解促進研修・啓発事業」に取り組み、以下の事業を実施します。

必須事業

- ・理解促進研修・啓発事業
- ・相談支援事業
- ・成年後見制度利用支援事業
- ・コミュニケーション支援事業
(意思疎通支援事業)
- ・日常生活用具給付等事業
- ・移動支援事業
- ・地域活動支援センター機能強化事業

任意事業

- ・日中一時支援事業
- ・福祉ホーム事業
- ・自動車改造助成事業
- ・訪問入浴サービス事業

地域生活支援事業は、地域に密着し、障がい者施策に係る地域課題を解決するものであることから、創意工夫、機動的対応、きめ細かな事業が求められます。また、それを安定的に提供できる体制が必要です。したがって、人材の育成、特定非営利活動法人化を促進します。

また、県と連携し、地域生活支援事業の充実に努めます。

(1) 地域生活支援事業実施に関する考え方

障がい者が地域で快適な生活を送るためには、法定給付である障がい福祉サービスの充実だけでなく、地域生活支援事業の充実が不可欠です。

地域資源や特性を活かし、専門施設での地域生活支援事業の取り組みを促進するとともに、特定非営利活動法人による機動的な事業の取り組みを促進します。

また、コミュニケーション支援事業のように、広域的な支援が求められる事業については、県や他市町村との連携を図ります。

(2) 地域生活支援事業の見込み量

① 理解促進研修・啓発事業

障がい者等や障がい特性に関する地域住民の理解を深め、差別解消の推進を図るために市民へ向けて、研修会及び啓発活動を実施します。

【サービス提供実績及び見込み量】

(単位：回、人)

区 分		第5期 実績			第6期 見込み		
	年度	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
研修会実施回数	見込み				3	3	3
	実績						
参加者数	見込み				450	450	450
	実績						

② 相談支援事業

障がい者本人、障がい児の保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、その他の障がい福祉サービスの利用支援等を行います。また、虐待の防止およびその早期発見のための関係機関との連絡調整など、障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行います。

また、地域の障がい福祉に関する中核的な役割を果たす協議の場として、地域自立支援協議会を設置します。

さらに、総合的かつ専門的な相談に対応し、相談支援事業者への専門的指導、助言を行う基幹相談支援センターの設置を進めます。

【サービス提供実績及び見込み量】

(単位：箇所)

区 分		年度	第5期 実績			第6期 見込み		
			平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
相談支援事業	障がい者相談支援事業	見込み	5	5	6	6	6	6
		実績	5	5	5			
	地域自立支援協議会	見込み	1	1	1	1	1	1
		実績	1	1	1			
市町村相談支援機能強化事業	見込み		4	4	4	4	4	4
	実績		3	3	3			
住宅入居等支援事業	見込み		0	0	0	0	0	0
	実績		0	0	0			
基幹相談支援センター	見込み					0	1	1
	実績							

③ 成年後見制度利用支援事業

知的障がいや精神障がいなどで判断能力が低下した人に対して、成年後見制度の利用にかかった費用の全部または一部を支給します。

【サービス提供実績及び見込み量】

(単位：人／年)

区 分	第5期 実績			第6期 見込み		
年度	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
見込み	2	2	2	2	2	2
実績	1	1	1			

④ コミュニケーション支援事業

意思疎通を図ることに支障がある障がい者に対して、手話通訳者、要約筆記者を派遣し、意思疎通の円滑化を支援します。

【サービス提供実績及び見込み量】

(単位：回)

区 分		第5期 実績			第6期 見込み		
	年度	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
手話通訳者派遣事業	見込み	1	1	1	1	1	1
	実績	0	0	0			
要約筆記者派遣事業	見込み	1	1	1	1	1	1
	実績	0	0	0			

⑤ 日常生活用具給付等事業

重度の身体障がい者（児）、知的障がい者（児）の日常生活の便宜を図るため、日常生活用具を給付し自立した生活を促進します。

【サービス提供実績及び見込み量】

(単位：件)

区 分		第5期 実績			第6期 見込み		
	年度	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
介護・訓練支援用具	見込み	3	3	3	3	3	3
	実績	2	1	3			
自立生活支援用具	見込み	2	2	2	2	2	2
	実績	4	2	1			
在宅療養支援用具	見込み	6	6	6	6	6	6
	実績	4	9	5			
情報・意思疎通支援用具	見込み	9	9	9	9	9	9
	実績	5	5	4			
排泄管理支援用具	見込み	500	500	500	500	500	500
	実績	427	427	443			
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	見込み	1	1	1	1	1	1
	実績	0	2	1			

⑥ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等に対して、生活上必要不可欠な外出や余暇活動などの社会参加のための外出あるいは作業所・養護学校等への送迎移動を支援します。

【サービス提供実績及び見込み量】

(単位：箇所、人、時間)

区 分		第5期 実績			第6期 見込み		
	年度	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
実施箇所数	見込み	8	8	8	8	8	8
	実績	8	7	8			
利用者数	見込み	30	30	30	30	30	30
	実績	37	34	33			
延べ利用時間数	見込み	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
	実績	5,625	3,910	3,260			

⑦ 地域活動支援センター機能強化事業

利用者に対し、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。併せて、地域活動支援センターの機能を充実強化し、障がい者等の地域における生活支援を促進します。

【サービス提供実績及び見込み量】

(単位：箇所、人)

区 分			第5期 実績			第6期 見込み		
		年度	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
基礎的 事業	実施箇所数	見込み	2	2	2	2	2	2
		実績	2	2	2			
	利用者数	見込み	35	35	35	35	35	35
		実績	27	28	28			
機能強 化事業	地域活動支援セ ンターⅠ型	見込み	1	1	1	1	1	1
		実績	1	1	1			
	地域活動支援セ ンターⅡ型	見込み	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0	0			
	地域活動支援セ ンターⅢ型	見込み	1	1	1	1	1	1
		実績	1	1	1			

⑧ 日中一時支援事業

日中において監護者がいないため、一時的な見守り等が必要な方の支援を行います。

【サービス提供実績及び見込み量】

(単位：箇所、人、時間)

区 分	年度	第5期 実績			第6期 見込み		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
実施箇所数	見込み	12	12	12	12	12	12
	実績	12	12	12			
利用者数	見込み	7	7	7	7	7	7
	実績	9	6	6			
延べ利用時間数 (月毎)	見込み	120	120	120	120	120	120
	実績	68	67	70			

⑨ 福祉ホーム事業

居宅での生活が困難な方の福祉ホームの利用を支援します。

【サービス提供実績及び見込み量】

(単位：箇所、人)

区 分	年度	第5期 実績			第6期 見込み		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
実施箇所数	見込み	2	2	2	2	2	2
	実績	2	2	2			
利用者数	見込み	1	1	1	1	1	1
	実績	1	1	1			

⑩ 自動車改造助成事業

重度身体障がい者が運転する自動車及び介護用自動車の改造を支援します。

【サービス提供実績及び見込み量】

(単位：件)

区 分	年度	第5期 実績			第6期 見込み		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
身体障がい者用自動車改造	見込み	1	1	1	1	1	1
	実績	2	1	1			
身体障がい者介護用車両改造	見込み	1	1	1	1	1	1
	実績	2	0	1			

⑪ 訪問入浴サービス事業

居宅での入浴が困難な重度の身体障がい者に対し、訪問入浴サービスを提供します。

【サービス提供実績及び見込み量】

(単位：箇所、人)

区 分	年度	第5期 実績			第6期 見込み		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
実施箇所数	見込み	1	1	1	1	1	1
	実績	1	1	1			
利用者数	見込み	4	4	4	1	1	1
	実績	2	1	1			

第4章 計画の進行管理

（１）計画の評価と見直し

障害者総合支援法では、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講じること（PDCA サイクル）とされています。

成果目標及び活動目標等については、少なくとも１年に１回その実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向もふまえながら、障がい福祉計画の中間評価として分析・評価を行います。この中間評価等の結果をふまえ、必要があると認めるときは、計画の変更や見直し等を実施します。また、中間評価等の際には、自立支援協議会等の意見を聴くとともに、その結果を公表します。

（２）地域連携による計画の推進

障がい者が施設から地域生活へ円滑に移行できるように、また、自らの選択により住み慣れた地域で必要なサービスを受けながら自立した生活が送れるように、市民や関係機関・団体、企業等が連携して計画を推進します。

また、保健・医療・福祉の所管課をはじめとして、教育・労働の関係各課が計画の進捗状況等を確認し合うなど連携をとりながら、数値目標の達成等に向けて計画を着実に推進していきます。

（３）計画の進捗管理体制

南陽市自立支援協議会において、計画の進捗管理や評価を行います。

・資料編

南陽市障害者計画・障害福祉計画策定協議会委員名簿

令和2年11月26日から令和3年3月31日

	種 別	氏 名	所 属 等	備 考
1	1号委員	瀧澤 健二	南陽市民生委員児童委員協議会会長	
2	1号委員	板垣 文男	南陽市身体障害者福祉協会会長	
3	1号委員	遠藤 正敏	南陽市手をつなぐ育成会会長	
4	1号委員	二瓶 啓	精神障害者家族会代表	
5	1号委員	沖田 尚美	南陽市重度心身障がい児者親の会くれよん代表	
6	2号委員	朝倉 忠之	南陽市社会福祉協議会事務局長	
7	2号委員	横山 直	南陽の里施設長	
8	2号委員	高橋 毅	いちょうの家施設長	
9	2号委員	細谷 節子	ライフサポートとまり木施設長	
10	2号委員	長谷川 元治	児童デイサービスさくらだ施設長 (特定非営利法人 和 理事長)	
11	2号委員	松坂 大泰	障がい者自立支援センターさくら施設長	
12	3号委員	安藤 淳	南陽市小中連合校長会会長	
13	4号委員	沢 和浩	米沢公共職業安定所統括職業指導官	
14	4号委員	伊藤 啓	県置賜総合支庁地域保健福祉課長	
15	4号委員	深瀬 善信	置賜障害者就業・生活支援センター所長	

事務局名簿

	氏 名	所 属 等	備 考
1	尾形 久代	福祉課長	
2	船山 康弘	福祉課長補佐	
3	佐藤 幸代	福祉課障がい福祉係長	
4	森山 志麻	福祉課障がい福祉係主任	
5	伊藤 円花	福祉課障がい福祉係主事	
6	木村 瑛里加	福祉課障がい福祉係主事	
7	大沼 清隆	すこやか子育て課長	
8	金子 健	すこやか子育て課長補佐	
9	梅津 美由紀	すこやか子育て課すこやか係主任 (医療的ケア児等コーディネーター)	
10	高木 梢	すこやか子育て課子ども家庭係主任	
11	八島 奈緒	すこやか子育て課子ども家庭係主事	

計画策定経過

年月日	会議等	内容等
令和2年 11月16日	第1回事務局会	・ 指針等確認 ・ 成果目標、見込み量案検討 ・ 策定スケジュール確認
令和2年 11月26日	第1回策定協議会	・ 委嘱状交付 ・ 指針等説明 ・ 成果目標、見込量協議
令和2年 12月10日～ 12月28日	事業所ヒアリング、アンケート	・ 施設、相談事業所等へヒアリングまたはアンケート調査
令和2年 12月25日	第2回事務局会	・ 計画（案）検討
令和3年 1月19日	県への意見照会	・ 計画（案）提出
令和3年 1月25日	第2回策定協議会	・ 計画（案）検討
令和3年 2月1日～ 2月15日	パブリックコメント実施	・ 市公式ホームページ、市報掲載
令和3年 2月15日～ 2月22日	事務局で計画（最終案）の検討	・ 計画（最終案）検討
令和3年 2月24日～ 3月10日	策定協議会委員へ計画（最終案）提出・ 確認	

南陽市
障がい福祉計画（第 6 期）・
障がい児福祉計画（第 2 期）

発 行 日：令和 3 年 3 月

発行・編集：南陽市 福祉課

〒999-2292 山形県南陽市三間通 4 3 6 番地の 1

電話：0238-40-3211 FAX：0238-40-3387